

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房技術審議官

### 請負工事成績評定要領の運用について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の制定については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、その運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

なお、「地方建設局請負工事成績評定要領の運用について」（平成10年12月25日付け建設省技調発第254号）は廃止する。

### 記

#### 1. 評定者

要領第4第2号に規定する「技術評価官」は、総括技術評価官とする。

#### 2. 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第5第1項の「工事成績」の評定は、別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」によるものとする。
- 二 要領第5第1項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

#### 3. 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第5第2項の「工事成績評定表」は、別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」の別記様式第3に記録するものとする。
- 二 要領第5第2項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第1に記録するものとする。

#### 4. 評定結果の通知及び回答

要領第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添3「地方整備局工事成績評定通知実施要領」によるものとする。

#### 5. 附則

この通知は、平成25年4月1日以降に行う技術検査について適用するものとするが、平成25年3月31日以前に完済部分の検査を行った工事で行う技術検査は除くものとする。

#### 沿革

平成17年6月30日 国官技第64号 一部改正（大臣官房技術審議官）  
平成18年9月26日 国官技第177号 一部改正（大臣官房技術調査課長）  
平成19年3月30日 国官技第359号 一部改正（大臣官房技術審議官）  
平成21年3月24日 国官技第293号 一部改正（大臣官房技術審議官）  
平成22年3月31日 国官技第328号 一部改正（大臣官房技術審議官）  
平成25年3月25日 国官技第323号 一部改正（大臣官房技術審議官）